

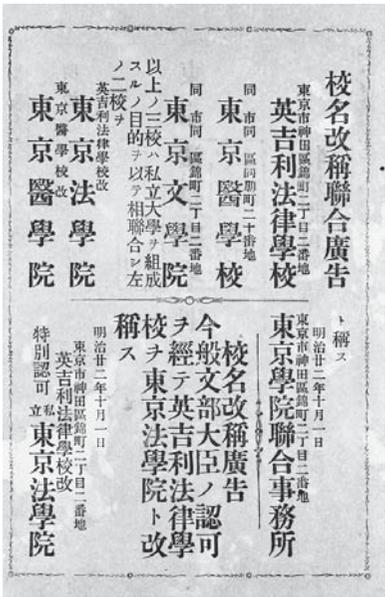
## 東京法学院と三学院連合構想

一八八九（明治二十二）年二月十一日、アジア初の成文憲法である大日本帝国憲法が發布され、これを契機に国内諸法制の整備が進められた。不平等条約の撤廃を目指す明治政府は、欧米なみの法治国家形成を条約改正の前提条件とし、八七年七月には井上馨外相の条約改正交渉を諸法典の編纂完成まで無期延期する旨を各国に通達するとともに、民法・商法等諸法典の編纂を急いだ。

他方、帝国憲法發布は、当時「五大法律学校」と称されていた東京府下の私立法律学校にとっても重要な意味をもっていた。この時期の五大法律学校では、東京法学院（現法政大学）・明治法律学校（現明治大学）が仏法系、英吉利法律学校（現中央大学）・東京専門学校（現早稲田大学）・専修学校（現専修大学）が英法系の法学教育を各々の特徴としていたのであるが、帝国憲法發布を契機とする諸法制の整備とともに、法学教育の内容を国内法中心に再編する必要があるためである。

とは、英吉利法律学校と櫻村清徳らの東京医学校、および杉浦重剛らが設立した東京文學院の三校で、構想公表と同時に英吉利法律学校は東京法学院へ、東京医学校は東京医学院へと校名改称している。

東京法学院の「法学院」という名称は、英国の法曹資格授与・教育機関である「インズ・オブ・コート」の邦訳であるが、改称と同時に制定された新学則をみると、同学院は「帝国法律ノ実地応用ヲ練習セシムルヲ目的トシ本邦制定ノ法律ヲ教授スルノ外広ク法理ニ通達スルヲ為メ邦語又ハ英語ヲ以テ法律学ヲ講授スルモノ」とされ、



校名改称と三学院連合広告

しかも、八九年十月には日本法の教授を目的とする日本法律学校（現日本大学）が設立され、同校が保守派の政治的拠点として文部省・司法省の保護を受けるとの風説が広まるにつれ、五大法律学校側の危機感が高まっていった。そこで、五大法律学校の有志たちは、同校への特別保護を非難する「校友有志大会」を開催し、文部省・司法省へ有志委員を派遣する等の反対運動を展開した。

この間、仏法系の法律学校では、八六年十月に創設された東京仏学校と東京法学院、明治法律学校の三校合併が計画され、八九年九月には前二校が合併して和仏法律学校が誕生している。仏法系法学者の結集を図りつつ、帝国憲法發布以降の社会的変化に対応しようというのが各校の基本方針であった。

これに対して、英吉利法律学校では、憲法發布の直後から「大日本帝国憲法」を講義科目に加えるとともに、八九年十月には三学院連合構想を公表している。三学院

国内法中心の法学教育に移行していることがわかる。

英吉利法律学校の英法系法学者たちは、当時法・文・理・医・工の五分科大学で構成されていた帝国大学にならって、法・文・医三学院の連合にもとづく私立総合大学を設立し、新たな飛躍を目指したのである。

三学院は構想を実現させるため「東京学院連合」を組織し、その事務所を東京法学院・東京文學院・東京英語学校が共同使用していた校舎内に設置した。その趣意書には、三学院が「連合東京大学を組織するの希望」を実現するために連合し、新たな同志を募りつつ「私立大学組成」の準備を進めることが宣言されていた。しかし、新法典の編纂をめぐる八九年五月頃から始まったいわゆる法典論争が、翌年四月の民法（財産編等）・商法公布を契機として激化する過程で、「連合東京大学」構想は大きく後退していく。新法典施行に反対する英法派の拠点となった東京法学院が、学校を挙げて施行延期運動を展開するようになると、三学院連合懇親会等は延期されるようになり、構想は自然消滅に向かったのである。法典論争と呼ばれる英法派・仏法派法学者の対立は、わが国初の私立総合大学構想を頓挫させたのであった。